

Info  
1

## 子育て応援課からのお知らせ

# 子育て世帯への手当・医療費助成制度



市には子育て世帯の皆さんを応援するさまざまな制度があります。  
対象となる人は、忘れずに申請書の提出や更新の手続きをしましょう。

**問い合わせ** 子育て応援課こども福祉係(プラザけやき内☎35-0914)

## ▶ 児童手当

子育て家庭の生活の安定と次世代を担う児童の健やかな成長を目的として、支給されます。令和5年2月分～5月分の手当は、6月15日(木)に受給者の口座に振り込まれますので、確認ください。

### ● 現況届の提出は原則不要です

手当額の変更や受給資格の消滅があった場合のみ、通知を送付します。ただし、以下の人は提出が必要です。該当する人には案内を送付しますので、6月末までに必要事項を記入し返送をお願いします。

#### 対象

- ・住民票の居住地が実態と異なる人(配偶者からの暴力や離婚協議中で別居されている人)
  - ・児童の戸籍や住民票がない人
  - ・法人の未成年後見人・施設受給の人
  - ・その他、菊川市から案内があった人
- ※上記に該当する人で、現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

### ● 以下に該当する場合は、変更届の提出が必要です

- ・市外に居住する配偶者や児童の住所・氏名が変わったとき
  - ・離婚などにより、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
  - ・婚姻や子の実親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき
  - ・受給者の加入する年金が変わったとき(3歳未満の児童がいる時のみ)
  - ・児童を養育しなくなったことにより、対象となる児童がいなくなったとき
  - ・受給者や配偶者が公務員になったとき
- ※必要な届出が遅れたために、過払いが発生した場合は、過払い分を返還していただきます。すみやかに手続きください。

## ▶ 児童扶養手当

父母の離婚や死別などにより、父または母、もしくは親に代わって児童※を養育している人に支給されます(所得制限あり)。  
※18歳の誕生日以降、最初の3月31日までの間にある人

### ● 児童扶養手当の手当額が変更されました

「児童扶養手当施行令等の一部を改正する政令」が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、令和5年度の支給額が右表のとおり引き上げられました。なお、現在受給中の人には、変更後の支給額を通知しているので、確認ください。

支給区分		令和5年3月分まで (月額)	令和5年4月分から (月額)
本体額	全部支給	4万3,070円	4万4,140円
	一部支給	4万3,060円～1万160円	4万4,130円～1万1410円
第2子加算	全部支給	1万170円	1万1420円
	一部支給	1万160円～5,090円	1万1410円～5,210円
第3子加算	全部支給	6,100円	6,250円
	一部支給	6,090円～3,050円	6,240円～3,130円

## ▶ ひとり親家庭等医療費助成金

ひとり親家庭などの父または母、もしくは両親がいない児童の養育者と、児童を受給者とし、入院・通院にかかる保険診療適用分を助成します。

### ● 受給者証は更新が必要です

**対象者** 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭などで、所得税非課税の世帯(同居する直系血族(扶養義務者)も含む)

※所得税課税であっても、扶養親族の状況により、対象となる場合があります。

**受給者証有効期限** 6月30日(金)

※受給者証をお持ちの人には、更新通知を送付しますので、手続きをお願いします。

**持ち物** 健康保険証(保護者、子)のコピー

#### 注意事項

- ・申請者の状況により、上記以外のものの提出をお願いする場合があります。
- ・新たに申請を希望する人は、子育て応援課こども福祉係まで問い合わせください。
- ・現在、非該当の人で再審査を希望する人は、再度申請が必要となりますので、子育て応援課こども福祉係までお越しください。